

「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会最終とりまとめ（案）」
に対する意見公募手続の結果について

令和6年6月28日

国土交通省物流・自動車局 物流政策課

「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会最終とりまとめ（案）」
について、令和6年5月31日（金）から同年6月14日（金）まで御意見の
募集を行ったところ、合計168件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方については別紙のとおりで
す。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただくとともに、
同一人物による同一意見が複数あった場合には、1件としてカウントしており
ます。

該当箇所	御意見	件数	御意見に対する考え方
全体	パレット輸送の普及は、運送事業者の負担軽減の一助になるものと思われ、是非とも推進していただきたい。	1	引き続き、標準仕様パレットの推進に取り組んでまいります。
	全体論として、標準パレットの推進をしていくうえでよく検討・練り上げがなされており、この内容を着実に推進することが大切と認識している。	1	国土交通省としては、関係省庁とも連携し、本最終とりまとめの内容を着実に推進してまいります。
	レンタルパレットを活用する方向はそのとおりであると思うが、パレット化が進まない大きな理由は、積載率の低下にあると考える。パレット化を進展させるためには、手荷役/パレット荷役それぞれの適切な荷役料金が収受されるとともに、パレット荷役による効果が発揮されるよう、車両の大型化、荷役時間縮減による車両回転の効果が発揮される近距離への適用、一括大量輸送による在庫増などの施策が必要。パレット化の成功事例やメリットを示していくべき。	2	荷待ち・荷役に対して適正な運賃を収受できる環境整備は重要であり、本年3月に「標準的運賃」の見直しを行い、現行の待機時間料に加え、荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算しました。
	関係者が同一規格のパレットで循環できるサイクルを作ることができれば良く、パレットの規格はJISでT-11に加えT-12も定められており、これとの関係ではT-11のみを推奨するのはどうかと思う。現に荷主からT-11が持ち込まれ、T-12前提の施設では保管効率が低下し、パレットチェンジなどの追加的作業が必要。どうしてもT-11への統一が必要であるのであれば、JISの規格化の経緯等にかんがみ、政府に、補償措置として、追加的費用・損失への補助等をお願いしたい。	1	本最終とりまとめでは、パレット標準化を、業界・分野の垣根を越えて推進していくことを通じて、物流現場の課題解決と生産性向上を図ることを目指しています。また、「パレット標準化に向けた推進施策」として「標準仕様パレットの導入支援」等が挙げられており、標準仕様パレットの導入に係る設備改修等を支援しているところです。
	倉庫の機能として、荷受時には検品が必要となるところ、パレット化により正確な検品に支障が出かねない。	3	検品の程度は業界等に応じて異なるものと承知しておりますが、一貫パレチゼーションを通じた効率的な運送・荷役・保管を実現できる環境整備は重要と考えています。パレット標準化の実現は、荷役の機械化によって手荷役解消や労働時間抑制に資するとともに、女性や若者、高齢者等の多様な人材の確保につながる等、物流機能を維持し、効率化するため極めて重要な手段の一つと考えています。

	<p>国土交通省はじめ、関係各方面の識者の方が、物流改革の熱意を持って、議論を重ねて来たものと思うが、残念ながら物流の現場の実情を知っているメンバーの方がいなかったのではないかと思う。ほとんどの倉庫会社では、ほぼ100%に近いパレタイズ保管を実現しており、一貫パレチゼーションを進めてもらっても、現状のフォークリフト荷役が、格段に効率化されたり、作業が楽になったりする事実は全くあり得ない。議論の基本的なベースが間違っているので、「新たな負担を求める事となる発着荷主・倉庫事業者」となってしまう。営業倉庫において、既に、実現出来ているフォークリフト作業荷役の現状を、しっかりと認識した上で、何故どの点において倉庫会社にメリットが出るのか説明出来るのか。「根拠の無い、新たな負担」を押し付けられる側の立場を想像して、もう一度、議論し直して頂きたい。</p>	1	<p>本分科会の構成員には、日本パレット協会、日本倉庫協会や物流事業者、学識など幅広い立場の皆様が含まれています。また、「検討会における開催経過」のとおり、事業者等へのヒアリングも行ってまいりました。本最終とりまとめを踏まえた推進施策等の実施に当たっては、引き続き、関係者の声を聴いてまいります。</p>
<p>Ⅱ. パレット標準化の定義と対象範囲、期待される効果</p>	<p>図表1について、「特に一貫パレチゼーションを目指す対象範囲」、「今後の推進が期待される範囲」で分けられている。「一貫パレチゼーション」であれば点線枠内全体を目指すべきではないか。</p>	1	<p>パレット化に当たっては、そもそも当該荷物がパレット化可能であることに加え、パレット単位の輸送・保管が可能な物量が確保できることが前提となることから、点線内については「今後の推進が期待される範囲」としています。</p>
	<p>幹線輸送(調達物流、生産、製造物流)においては、パレット化の可能性は十分あるが、卸や小売業の物流においては、そもそも多品種少量発注が中心で、倉庫内で単位調整や流通加工などを行っている状況下で、手荷役なしのパレット荷役が現実的なものではない。</p>	1	<p>パレット化に当たっては、そもそも当該荷物がパレット化可能であることに加え、パレット単位の輸送・保管が可能な物量が確保できることが前提となることから、本最終とりまとめでは、図表1のとおり「特に一貫パレチゼーションを目指す対象範囲」及び「今後の推進が期待される範囲」をお示ししています。</p>
	<p>標準化による一貫パレチゼーションのスコープ及び目的は「メーカー出荷拠点から卸・小売センター」の範囲における、バラ積み/バラ卸し/積み替えなどの荷役作業の効率化としており、サプライチェーン全体を考慮した場合、部分最適となってしまっていると思われる。また、日中韓物流大臣会合でのアジアパレットシステム連盟(APSF)との連携においても、1100mm×1100mm規格と1200mm×1000mm規格を標準としてパレットの利用を促進されていることから、よりロットが大きく改善効果が見込めるサプライチェーンの上流工程も含めた検討によりサプライチェーン全体での効率化を目指すべきと考える。</p>	1	<p>パレット化に当たっては、そもそも当該荷物がパレット化可能であることに加え、パレット単位の輸送・保管が可能な物量が確保できることが前提となることから、本最終とりまとめでは、図表1のとおり「特に一貫パレチゼーションを目指す対象範囲」及び「今後の推進が期待される範囲」をお示ししています。御指摘の「サプライチェーンの上流工程」については「今後の推進が期待される範囲」としています。</p>

	国内物流を念頭に置くとなっているが、今後、グローバル化が更に加速することから、海外を見据えた対応が必要ではないか。	3	物流標準化の推進に際しては、物流の国際化やデジタル化の動きを踏まえて取り組む必要があると考えています。一方で、現時点では国や地域によって利用されている主要なパレット規格や運用方法は様々に異なっており、国際的に標準化が図られている状況とは言い難く、今後の国をまたいだパレット利用に当たっては循環体制の構築をはじめとして多くの解決すべき課題が存在していると認識しており、本分科会におけるパレット標準化の対象範囲は国内物流を念頭に置くこととしています。いただいた御意見は、今後の参考といたします。
	本分科会でいう荷物とは「合理的な範囲でパレット化し得るもの」とされているが、「合理的な範囲でパレット化し得るもの」について具体的に例示いただきたい。	2	荷物の形態は各事業者等により異なるものと承知していますが、本最終とりまとめでは、砂利・砂・石材等のパレット化に適さない商品以外をパレット化可能な荷物としています。
Ⅲ. 標準仕様パレットの規格と運用	「可能な限り推進していくべき」は、日本語として違和感がある。「可能な限り推進することが望ましい」などのほうが自然。	1	本最終とりまとめでは、「パレット標準化に向けて強く実現が求められる事項」については「①必ず推進していくべき内容」とし、「パレット実現に向けて実現が求められるものの、実現に当たって関係者間での調整が特に求められる事項等、速やかな実現が困難なものや、実現に向けて更なる検討が必要と考えられるもの」については「②可能な限り推進していくべき内容」としているところであり、元案どおりいたします。
	「パレット化可能な荷物であるにもかかわらず、パレットを利用しておらず…」とあるが、パレットがあってもトラックの構造上(積込み間口)や積卸場の特性によりパレット化が不可能な場合がある。	1	将来的な設備改修等のタイミングにおいて、標準仕様パレットの導入を検討いただきたいと考えております。
	「標準仕様パレットの導入が当分の間困難」としている業種分野が複数見受けられるが、今後、特段の理由から、困難であるとされる業種がさらに増加することを危惧している。その場合、せつかくのパレット標準化の取り組みに影響を与えられらる。また、標準仕様パレットの導入に対し、「設備改修等のタイミングも勘案し」とあるが、図表5に該当する業種について、導入に向けての勘案時期が未定であるならば、今後も状況は変わらないことを危惧している。したがって、導入に向けた積極的な取り組みについて、期待することにとどまらない表現として明記すべきである。	1	本最終とりまとめでは、「パレット標準化に向けた推進施策」として「標準仕様パレットの導入支援」等が挙げられており、「標準仕様パレットの導入が当分の間困難な場合」を含め、将来的な標準仕様パレットの導入に向けて支援を行ってまいります。

	<p>図表5の「標準仕様パレットの導入が当分の間困難な場合」として【想定される業種分野：酒・飲料 等】となっているが、【想定される業種分野：酒・飲料、家庭紙 等】と「家庭紙」を追加してほしい</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、「製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合」や「既に業種分野内で複数企業が参画し、相当数の物量で効率的な一貫パレチゼーションを実現できている場合」については、設備改修等のタイミングも勘案しつつ、将来的な標準仕様パレットの導入を期待することとしています。家庭紙分野については、それらには該当しないと認識しており、元案どおりいたします。</p>
	<p>標準パレット化には、様々なメリットがあることを理解する一方で、運送手配者の立場からすると、パレット化によって積載効率が悪くなることを懸念する。これに対する対応策の1つとして、標準輸送容器の選択肢に「折り畳み式パレットボックス」を加えることをご検討いただきたい。</p>	1	<p>本分科会では、平パレットの標準化の実現に向けて検討を進めてきたところです。いただいた御意見は、今後の参考といたします。</p>
	<p>11型パレットに標準化するのは賛成であるが、パレットの平面サイズに関して、業界ごとの特性を配慮することが望ましい。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、「標準仕様パレットの導入が当分の間困難な場合」として、「製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合」、「既に業界分野内で複数企業が参画し、相当数の物量で効率的な一貫パレチゼーションが実現できている場合」を挙げています。</p>
	<p>荷主が採用するパレットの多くは11型であり、標準規格として11型が推奨されていることに賛成する。</p>	1	<p>引き続き、標準仕様パレットの推進に取り組んでまいります。</p>
	<p>製品の市場流通量及び荷姿等の特性、特に軽量物においては容積効率の観点から、1100mm×1100mm規格以外でのパレットも多く使用されており、パレット化後の容積効率の議論も必要とであり、単一規格のみの標準化は生産性(輸送効率)を大きく低下させる結果を招き、結果ドライバー不足を助長すると考える。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、パレットの標準化を、業界・分野の垣根を越えて推進していくことを通じて、物流現場の課題解決と生産性向上を図るという観点から、パレットの平面サイズとして11型を標準規格としています。一方で、「製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合」や「既に複数企業が参画し、相当数の物量で効率的な一貫パレチゼーションが実現できている場合」については、「標準仕様パレットの導入が当分の間困難な場合」として整理しています。</p>
	<p>コメの流通で用いられている1.4m×1.1mも標準的な規格に含めてほしい。</p>	3	<p>本最終とりまとめでは、パレットの標準化を、業界・分野の垣根を越えて推進していくことを通じて、物流現場の課題解決と生産性向上を図るという観点から、パレットの平面サイズとして11型を標準規格としています。一方で、例えば穀物分野で大型の製品を扱うなど「製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合」については、「標準仕様パレットの導入が当分の間困難な場合」として整理しています。</p>

	<p>11型パレットを標準的なパレット規格とするのは歓迎であるが、11型パレットの使用が乏しい伸銅品製造業についてはどのようにアプローチしていくのか方策を書くべきである。</p>	1	<p>「標準仕様パレットの導入が当分の間困難な場合」においては、Ⅲ(1)に記載のとおり、「設備改修等のタイミングも勘案しつつ、将来的な標準仕様パレットの導入を期待する」としています。また、「パレット標準化に向けた推進施策」として「標準仕様パレットの導入支援」等が挙げられており、しっかりと取り組んでまいります。</p>
	<p>冷蔵倉庫業界はT12パレットの使用割合が70%超となっているので、今回のとりまとめ案にあるT11への統一には反対である。なぜなら、冷蔵倉庫建物は使用パレットに合わせて、柱位置・通路幅等を決めて設計しているのでパレット規格の変更は収容率の低下に直結する。物流効率化策として重要なのは、一貫パレチゼーション等のユニットロード化であり、パレットの規格統一による標準化はこれを実現するための一条件に過ぎない。各業界においてユニットロード化を促進することを優先すべきであり、パレット標準化・規格統一化は20～30年の長いスパンで補助制度を含め計画した方が良いと考える。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、「パレット標準化に向けた推進施策」として「標準仕様パレットの導入支援」等が挙げられており、しっかりと取り組んでまいります。</p>
	<p>営業倉庫では、保管及び荷役の安全性と効率性の観点から、貨物の寸法、荷姿、重量、安定性等に応じて、様々な寸法のパレットが使用されている。これらを1,100x1,100mmのパレットに置き換えた場合、貨物が不安定になり、パレットの積重段数を減らすことになり、結果、保管コストが高くなる。加えて、1パレット当たりの積載量が減ることでフォークリフトによる移動回数(総走行距離)が増え、荷役コストも高くなる。このようなコストの増加を、荷主に転嫁することは容易ではなく、利用率2位の規格(：1,100x1,400mm)、3位の規格(1,100x1,300mm)も含めて標準と位置付けていただきたい。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、パレットの標準化を、業界・分野の垣根を越えて推進していくことを通じて、物流現場の課題解決と生産性向上を図るという観点から、パレットの平面サイズとして11型を標準規格としています。一方で、「製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合」や「既に複数企業が参画し、相当数の物量で効率的な一貫パレチゼーションが実現できている場合」については、「標準仕様パレットの導入が当分の間困難な場合」として整理しています。</p>
	<p><一貫輸送用平パレット>の【強度】の基準値としてプラスチック製の数字は「A種」のものが引用されているが、「B種」のものも認めるべきである。</p>	1	<p>JIS Z 0606における種別については、A種が流通過程の全ての作業環境に耐えられる設定である一方で、B種は軽量物の保管専用やワンウェイ用(輸出等)に耐えられる設定となっていると承知しています。そのため、本最終とりまとめでは、A種を採用することとしています。</p>

	<p>パレット標準化によって保管効率が低下する懸念がある。その場合の負担についても留意いただきたい。</p>	4	<p>パレット標準化の実現は、荷役の機械化によって手荷役解消や労働時間抑制に資するとともに、女性や若者、高齢者等の多様な人材の確保につながる等、物流機能を維持し、効率化するため極めて重要な手段の一つであると考えています。また、「パレット標準化に向けた推進施策」として「標準仕様パレットの導入支援」等が挙げられており、標準仕様パレットの導入に係る設備改修等を支援しているところです。</p>
	<p>パレットの高さやフォーク穴の位置も明確に統一する必要がある。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、高さについて、プラスチックパレット及び木製パレットの中で最も普及しており、かつ自動倉庫での使用に耐えうる強度を有する144mm～150mmとしています。パレット標準化推進に向けては、引き続き、関係者の意見を聴いてまいります。</p>
	<p>木製パレットは価格の約60%が材料費であり、価格を抑えるには材積をいかに減らすかがポイントとなる。規格統一が進まない要因の一つとして考える。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、高さや材質、強度についても標準的な規格を定めています。</p>
	<p>木製パレットの場合、風雨に長く晒されると腐って荷物の破損につながるため、標準仕様パレットの規格として採用することに反対する。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、木製パレットの場合、破損時の修復が容易であること等を踏まえ、JIS Z 0601:2001に準拠することとしました。</p>
	<p>段積み前提にした場合などでは、耐荷重1トンでは不足しているのではないかと。</p>	10	<p>本最終とりまとめでは、JISに準拠して最大積載質量1tを標準規格とすることとしました。</p>
	<p>規格を厳密に規定するのであれば、動荷重、静荷重それぞれの規定が必要ではないかと。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、JISに準拠して最大積載質量1tを標準規格とすることとしました。</p>
	<p>RFIDやバーコード等の標準化に関して、JISZ0664といった標準が存在することは明記した方がよいのではないかと。</p>	1	<p>御指摘を踏まえて、JIS Z:0664に関して注釈に追記しました。</p>
	<p>RFIDなどの電波管理が可能なツールにより在庫管理の省力化にも取り組む必要があるのではないかと。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、「紛失防止や検品作業の効率化を見据えて、具体的にどのような機能を求めていくべきかについては、今後のパレットの利用拡大や技術革新等を踏まえた検討が期待される」としています。</p>
	<p>「タグ・バーコードの装着」について、パレットの紛失防止、検品作業の効率化を図るのであれば「必ず推進していくべき内容」なのではないかと。</p>	2	<p>本最終とりまとめでは、「パレット標準化に向けて実現が求められるものの、実現に当たって関係者間での調整が特に求められる事項等、速やかな実現が困難なものや、実現に向けて更なる検討が必要と考えられるものについては、「可能な限り推進していくべき内容」として整理しています。タグ・バーコードについては、「具体的にどのような機能を求めていくべきかについては、今後のパレットの利用拡大や技術革新等を踏まえた検討が期待される」とされたところであり、「可能な限り推進していくべき内容」としています。</p>

	RFIDなど統一規格の電子タグを搭載し、それを共同回収拠点で読み込むことで瞬時に仕分けができるような運用が必要ではないか。	1	本最終とりまとめでは、パレットの動態管理・個体管理に関する支援の必要性を示しており、レンタルパレット事業者に対して、パレットの共同管理・共同運用や、動態管理に係る取組に対して支援を行っているところです。
	二方差しでは自動倉庫で出庫できない場合がある、トラックの片側からしかフォークの爪を差せないなどの懸念があるため、汎用性の高さや発災時のことも考慮して四方差しに統一すべき。	4	本最終とりまとめでは、それぞれの現場における施設設備との適合性が異なるため、いずれも標準仕様としたところです。
	倉庫で段積み保管をする場合には両面使用形である必要があり、片面使用形よりも汎用性が高い両面使用形で統一すべき。	2	本最終とりまとめでは、それぞれの現場における施設設備との適合性が異なるため、いずれも標準仕様としたところです。
	パレットを標準化するのは良いが、フレコンも統一すべき。	1	本分科会では、平パレットの標準化の実現に向けて検討を進めてきたところです。いただいた御意見は今後の参考といたします。
	標準仕様パレットの早期の採用が更に共同配送の取組を推し進めることに繋がるのではないか。	1	標準仕様パレットの導入推進は、共同輸配送を促進することにも繋がるものと考えており、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。
	標準化によるパレットの一律レンタル運用を行った場合、これまで自社において効率的にパレットの調達、運用をおこなってきた荷主にとっては、パレット1枚当たりの調達費用が増加する懸念もあるだけでなく、レンタル事業者による実質的なパレットの独占が発生し、パレットにおける競争価格の不透明性や市場における成長の抑制につながる恐れがあるのではないかと懸念する。	1	すべての関係者が標準仕様パレットの導入に積極的に取り組んでいただけるよう、いただいたご意見に留意しつつ、標準仕様パレットの推進に取り組んでまいります。
	自社保有パレットの占有率が高く、この点が各拠点での積み替え作業発生の原因になっていることは明白。この部分をレンタルに置き換えていく方策が打ち出されていることは、サプライチェーンの輸送効率化に大きく寄与することは確実で、是非推進していただきたい。	1	引き続き、標準仕様パレットの推進に取り組んでまいります。

	<p>レンタルパレットを使用することになっているが現在でもワンウェイのプラスチックパレットを使用している取引業者も数多くある。レンタルパレットだけでなくワンウェイのプラスチックパレットの使用も検討してもらいたい。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、出庫時に積み替えを行う理由として、自社所有パレットの流出・紛失防止を挙げる事業者が最多という調査結果があること、業種分野を超えた繁閑差のパレット量調整等の観点から、レンタル方式を「①必ず推進していくべき内容」としました。</p>
	<p>「調達形態」→「調達形態や費用負担」と費用のことを明示する。</p>	1	<p>費用負担については別途項目を設けているため、元案どおりといたします。</p>
	<p>着荷主にもレンタルパレットの契約を求めるとされているが、契約の有無を発荷主が調べる場合、発荷主に相応の負担がかかる。また、発荷主側でワンウェイパレットへの積み替えを惹起させることとなり、発荷主に不利な内容である。着荷主との契約は任意とすることを求める。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、Ⅲ(3)に記載のとおり、「レンタルパレットに関する契約は、レンタルパレット事業者と発荷主間のみで締結され、着荷主とは契約が行われていない場合があり、これが一部の着荷主における契約外使用等の一因になっていると指摘されている」ことを踏まえて、「レンタルパレット事業者と着荷主間でも契約を結び、パレットの適切な取扱いについて明記することで、契約外の使用等を防ぐことが重要である」とされています。着荷主との契約締結の促進は、レンタルパレットによる一貫パレチゼーション実現に寄与するものと考えております。</p>
	<p>「(3) 標準仕様パレットの運用」の章に記載された、関係者間の契約を明確化する方向性が示されたことは、今後のパレット輸送の普及において重要だと考える。これに関して、【図表6】に記載されている(運送の)元請事業者と実運送事業者が異なる場合と同様に、物流拠点(物流センター)においては、発荷主・着荷主から委託を受けた企業が運営を受託しているケースがある。このような実務の状況に鑑みれば、売主(≒発荷主)や買主(≒着荷主)と物流拠点の運営受託企業の間でもパレットに関する確認や合意形成が促進されることはパレット輸送の普及に好影響を与えようと思料する。物流の形態は多様であり、「最終とりまとめ」に一律に定義することは難しいと思うが、今後、当事者間での対話を後押しするような政策や発信がなされることを希望する。</p>	1	<p>発荷主・着荷主から委託を受けた事業者に対して契約内容が共有されることが重要と考えており、本最終とりまとめの趣旨等について、しっかりと周知してまいります。</p>

	<p>循環型レンタルパレットの運用について、「倉庫」を含めた運用パターン及びガイドラインを例示頂ければと思う。荷主様同様、倉庫側もレンタルパレット業者と契約を結ぶ必要があるため、各社の責任範囲と費用負担を分かり易いフロー図等で例示して頂けると、理解も深まり、懸念事項の洗い出しも進むと考える。循環型レンタルパレットが普及した場合、(1)破損・損失時に、原因究明のための労力が増え、場合によっては、倉庫側が不当に費用負担を強いられるような事態が発生する。(2)パレットの清掃が必要な場合に、倉庫側が無償での清掃実施を強いられる可能性がある。といった懸念がある。これらについては、資料にもあるとおり、レンタルパレット事業者との契約内容が重要となると思うので、倉庫側の立場にも配慮頂いた指導を引き続きお願いしたい。</p>	1	<p>いただいた御意見は、今後の参考といたします。</p>
	<p>パレットを管理するためのシステムについても、費用負担が生じることの周知を含めて支援していただきたい。</p>	3	<p>現状、レンタルパレットの受払いに係る着荷主の負担が課題となっていると承知しており、本最終とりまとめにおいては、複数のレンタルパレット事業者の連携による「共同プラットフォーム」の設置を「②可能な限り推進していくべき内容」としており、「共同プラットフォーム」は「パレットの管理・受払を行うためのシステムにおいても、各社のサービス窓口を一本化することで着荷主がパレットの回収を他の事業者へ依頼する際の負担等を軽減することが期待される」としています。</p>
	<p>パレット管理の責任はどうなるのか。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、一部の着荷主側においてレンタル契約外のパレットの二次使用が発生していること等を踏まえ、パレット管理に関して着荷主も責任を負うことを明確化することが求められるとされており、関係者間での契約締結を促進してまいります。</p>
	<p>パレットの共同利用・共同回収システムの普及・拡大の必要性のアンケートにおいて、「必要ではない」との回答が26%も存在するところ、ここへの啓蒙についても盛り込むべき。特に必要としていない回答が目立つ業界団体についてどのようにアプローチするのかも考えるべき課題である。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、レンタルパレット事業者に対して、「一部で行われているパレットの共同回収・仕分けの取組等を加速させる」ことを求めることとしており、先進事例の展開等に努めてまいります。</p>

	<p>パレット費用はそもそも受益者負担であるとする。負担するとしたら、利益を受ける関係者間で適切公平に分担されるべき。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、パレットの効率的な利用に当たって生じる利用料負担は、受益者負担の観点から、利益を受ける関係者間で適切かつ公平に分担されるとともに、それによって生じる効果も関係者間で適切に分配されることが求められる」としていたところ、その前提として「パレット標準化によって生じる効果が関係者間で適切に分配されることを前提」とする旨を追記しました。</p>
	<p>費用分担において賃貸期間に応じて負担するのは違和感がある。発着荷主、運送業者、より保管業者(倉庫業者)が最も賃貸期間が長くなることは明白であり負担も大きい。期間に応じた賃料ではなく、一貫パレットにすることで利益享受する度合いに応じた賃料とすべき。</p>	1	<p>「一つの指標として利用日数を活用する方法が考えられる」としていた箇所について、利用日数以外にも利用実態等を考慮する必要があることに鑑み、「指標として利用日数等を活用する方法が考えられる」と修正しました。なお、本最終とりまとめでは、レンタルパレットの利用料に関して、享受する利益に応じて利用料を各主体が適切に負担するよう協議すべき旨を示しています。</p>
	<p>倉庫事業者はパレット標準化により享受する利益がなく、利用料を負担することはおかしい。</p>	12	<p>パレット標準化の実現により、荷受け作業時間の短縮、物流施設のDX促進といった効果が考えられ、その効果は物流に関わる全ての関係者に還元されることとなると認識しています。本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進してまいります。また、倉庫事業者が新たに負担する利用料については、適切に価格転嫁される環境を同時に整備することが不可欠である旨について、図表9に追記しました。適切に価格転嫁される環境の整備に向けては、関係省庁とも連携して対応してまいります。</p>

	<p>パレット代は飽くまで荷主負担とすべきであり、業界や荷主との関係に混乱を生じるだけの記述は削除願いたい。</p>	1	<p>パレット標準化の実現により、荷受け作業時間の短縮、物流施設のDX促進といった効果が考えられ、その効果は物流に関わる全ての関係者に還元されることとなると認識しています。本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進するとともに、適切に価格転嫁される環境の整備に向けては、関係省庁とも連携して対応してまいります。</p>
	<p>「賃借権者が賃借期間に応じて負担する方式」では、倉庫業者では保管期間の長期化による負担増が考えられる。</p>	4	<p>「一つの指標として利用日数を活用する方法が考えられる」としていた箇所について、利用日数以外にも利用実態等を考慮する必要があることに鑑み、「指標として利用日数等を活用する方法が考えられる」と修正しました。</p>
	<p>パレットの利用日数として最も長期間となるのは倉庫事業者である。その場合、入出庫の際に倉庫事業者独自のパレットに積み替えることで費用を抑える事業者が出てくるなど、パレットを統一する意味が薄くなってしまふ。そのため、荷物とパレットを1つものものとして扱い、売主と買主間でのみの契約形態とした方が適切ではないか。</p>	1	<p>レンタルパレットの利用に当たっては、レンタルパレット事業者と荷主間での契約が必須と考えています。その上で、レンタルパレットに関する契約は、レンタルパレット事業者と発荷主間のみで締結され、着荷主とは契約が行われていない場合があり、これが一部の着荷主における契約外使用等の一因になっているとの指摘や、空パレットの仕分け・回収に関して、現状、運送事業者が運送契約外の作業として行っているケースがあることを踏まえて、関係者間での契約締結を促進することが重要と考えております。</p>
	<p>レンタルパレットの費用負担は発着荷主をお願いするのが妥当であり、物流事業者が負担するのはおかしい。</p>	6	<p>パレット標準化の実現により、荷受け作業時間の短縮、物流施設のDX促進といった効果が考えられ、その効果は物流に関わる全ての関係者に還元されることとなると認識しています。本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進するとともに、適切に価格転嫁される環境の整備に向けては、関係省庁とも連携して対応してまいります。</p>

	<p>レンタルパレットの利用料を負担する主体として運送事業者が入っていないのはおかしい。</p>	5	<p>本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、レンタルパレット事業者を含む当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進するとともに、適切に価格転嫁される環境の整備に努めてまいります。</p>
	<p>パレットの利用日数管理は誰が行うのかも明確にしていきたい。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、パレットの利用日数の管理方法が確立されていないこと等から、賃借権者が賃借期間に応じて負担する方式については、「②可能な限り推進していくべき内容」としています。</p>
	<p>新たに発生する利用料について、倉庫業者が負担した分は適切に価格転嫁できるような環境整備が必要と考える。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、「倉庫事業者が新たに負担する利用料については、適切に価格転嫁される環境を同時に整備することが不可欠」である旨を示しています。</p>
	<p>倉庫事業者が新たに負担する利用料について、「適切に価格転嫁される環境を同時に整備することが不可欠」となっているが、具体的なルール作りの方策が分からないので賛同しづらい。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進してまいります。また、適切に価格転嫁される環境の整備に向けては、関係省庁とも連携して対応してまいります。</p>
	<p>従来、荷主負担が原則となっていたパレットリース料を倉庫会社に負担させることは、実質的な保管料の値引き要請と同じである。国土交通省、公正取引委員会の協議意見調整を行い、物流用の梱包資材の1種である輸送用・保管用「パレット経費の荷主負担」の原則を宣言して頂きたい。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進してまいります。また、適切に価格転嫁される環境の整備に向けては、関係省庁とも連携して対応してまいります。</p>

	<p>レンタルパレット事業者は発荷主と契約し、その費用を発荷主が負担すべきであり、レンタルパレット事業者と着荷主および倉庫事業者が直接契約を結ぶスキームは商取引を煩雑化させる</p>	3	<p>本最終とりまとめでは、Ⅲ(3)に記載のとおり、「レンタルパレットに関する契約は、レンタルパレット事業者と発荷主間のみで締結され、着荷主とは契約が行われていない場合があり、これが一部の着荷主における契約外使用等の一因になっていると指摘されている」ことを踏まえて、「レンタルパレット事業者と着荷主間でも契約を結び、パレットの適切な取扱いについて明記することで、契約外の使用等を防ぐことが重要である」としており、関係者の理解促進に努めてまいります。</p>
	<p>レンタルパレットの利用料に関して発荷主・倉庫事業者・着荷主等が負担する事になっているが、商品の保管、出荷を指示するのは商品の所有者であり、出荷もパレット単位だけではなくケース出荷もある。また、長期保管をしている商品も自社パレットからレンタルパレットにする事で費用負担が多くなる。一貫パレチゼーションは良いと思うが、費用負担は保管期間等をコントロールできる商品所有者が負担する仕組みの方が良いと考える。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進してまいります。また、適切に価格転嫁される環境の整備に向けては、関係省庁とも連携して対応してまいります。 なお、レンタルパレットの利用料に関して、手荷役解消による効率化等によっても吸収できない分の負担については、価格転嫁を通じて社会全体で負担していく必要がある旨を追記しました。</p>
	<p>仮に、一貫パレチゼーションを進めるとして、営業倉庫での保管中の貨物の管理は保管料を収受している倉庫会社がWMS等を駆使し、保管管理しており、対価も収受している。しかしながら、保管中の貨物に使用されている一貫パレットの管理手数、空いた一貫パレットの管理手数、保管スペースの経費、空パレットの倉庫内移動経費は、誰が負担するのか。当然、荷主負担として、荷主に請求することになると考える。或いは、一貫パレチゼーションを進めるレンタル・パレット事業者が負担してくれるのか。管理経費の負担先の明確化が必要不可欠である。この点が明確化されなければ、倉庫会社への不当な追加作業要求であり、下請法上の問題も懸念される。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進してまいります。また、適切に価格転嫁される環境の整備に向けては、関係省庁とも連携して対応してまいります。</p>
	<p>パレットの仕分け・回収の主体について、運送事業者に対して共有されることが重要であるとの記載があるが、倉庫事業者に対しても共有されるべき。</p>	1	<p>本最終とりまとめにおいては、パレットの仕分け・回収の主体等について、各契約に明記することにより、関係者間での認識共有を促すことが求められるとしており、倉庫事業者を含めた関係者間での共有が重要と考えております。また、現状、パレットの仕分け・回収を運送事業者が契約外の作業として行っているケースがあることから、運送事業者に対してパレットの仕分け・回収の主体が共有されることが重要であるとしています。</p>
	<p>発荷主から着荷主への輸送に使用されたパレットを「回収」する前提で議論されているが、着荷主に到着したパレットを着荷主からの発送に用いるような循環的な使用も想定すべきではないか。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、標準仕様パレットの導入を通じた一貫パレチゼーションの早期実現を目指しており、図表6のとおり、着荷主に到着したパレットを、着荷主からの発送に用いるようなケースも想定しています。</p>

	荷主によってはバラ引き取りがあり得るところ、その場合の使用料負担のあり方を含め、残ったパレットの返却のシステムも確立してほしい。	1	本最終とりまとめでは、パレットの回収の主体等についても「各契約(売買契約、レンタル契約、運送契約等)に明記することにより、ステークホルダー間の認識共有を促す」とこととされており、関係者間の契約締結の促進に努めてまいります。
	レンタルパレットの利用料に関して、「各主体(発荷主・倉庫事業者・着荷主等)が適切に負担するよう当事者間で協議すべき」とあるが、当事者間の協議では力関係から倉庫事業者が負担せざるを得ない状況に陥るケースがあるのではないかと。	1	本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進してまいります。倉庫事業者が新たに負担する利用料については、適切に価格転嫁される環境を同時に整備することが不可欠であると考えており、適切に価格転嫁される環境の整備に向けては、関係省庁とも連携して対応してまいります。
	費用分担について、管理が煩雑であり紛失のリスクもあることから、より実用的な運用方法とコストがかからない方法を願う。	1	紛失の場合を含めた費用分担については、現状、関係者間での認識共有が十分でない状況と考えており、本最終とりまとめにおいては、各契約に明記することにより、関係者間での認識共有を促すこととしています。
	「パレット単位発注」について、発注者が当該製品の積み付け情報(ハイ面ハイ段)の情報を持っているとは限らず、メーカー側から11パレットにおける積み付け情報を公開いただきたい。	1	一部業界では取組が行われているものと認識しており、当事者間で調整されるべきものと承知しています。
	卸売事業者では取扱い企業数の7割程度が路線利用者といわれており、路線事業者にパレット渡しを推奨するのか、今後の課題とするのか言及すべきでは。	1	本最終とりまとめでは、Ⅱ(1)に記載のとおり、「本分科会でいう荷物とは、合理的な範囲でパレット化し得るものを前提」としており、特別積合せ貨物運送について、パレット単位での輸送・保管が可能な物量が確保できない場合に、パレット渡しを推奨することは想定しておりません。
	自動倉庫での使用も想定されているのであれば、自動ラックへの搬出入可能サイズも考慮して、【図表10】のような積み付け高さのガイドラインを設けることも必要ではないか。	1	発注に当たっては各業界や取扱い品目の特性等を踏まえる必要があることから、積付高さの詳細は各業界等において検討されるべきものと考えています。
IV. パレット標準化の実現に向けて関係者に求める取組	「発荷主・着荷主に求める取組」において、「フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置」として「荷役において最大限の省力化を図れるよう、必要な機材・人員の適切な配置を検討する」とあるが、具体的な例を記載した方が良い。たとえばトラック庫内のジョロダレールの配置やエアロール等の活用。	1	該当箇所においては、「フォークリフトやハンドリフター等の荷役機器やそれを扱う作業員の効果的な配置が必要」と記載しているところです。具体的な機材等については、それぞれの現場の実態に応じて検討されるべきものと考えています。
	倉庫業者に求める取組に関し、リフト・資格者・人が十分に行き届いていない様に感じる。パレット化が進まない現状を掘下げて調査してほしい。	1	本分科会の構成員には、日本パレット協会、日本倉庫協会や物流事業者、学識など幅広い立場の皆様が含まれています。また、「検討会における開催経過」とおり、事業者等へのヒアリングも行ってまいりました。本最終とりまとめを踏まえた推進施策等の実施に当たっては、引き続き、関係者の声を聴いてまいります。
	設備投資や人員の配置は、飽くまで倉庫事業者の経営判断。そのように誘導するのであれば、国としてそれなりの施策を準備すべきではないか。	2	国土交通省では、標準仕様パレットの導入や自動化機器の導入に係る設備投資に対して支援を行っているところです。
V. パレット標準化実現に向けた推進施策	国による支援として、現有パレットの廃棄支援だけでなく、保有パレットの規格やサイズ別に保有する機材や設備についても支援が必要。	1	「物流標準化促進事業」において、標準仕様パレットの導入に伴う設備導入や、それによる既存の設備の廃棄に係る支援を行っているところです。

	<p>荷主側の視点では中長期的にはコスト負担増となる取組であり、レンタル事業者に対する恒常的な値下げ圧力に結びつきかねない側面もある。今回公表されたレンタルパレット利用者に対する補助金事業等、本論点に対する配慮については評価をしているが、一過性の対策にとどまっていることから、荷主に対する継続的なコスト負担軽減策を実施することが本取り組みを加速していくには不可欠であると思料する。</p>	1	<p>いただいた御意見は、今後の参考といたします。</p>
	<p>発着荷主がパレット化に前向きでないのが最大の問題であり、パレット化に係る設備投資や機器導入への補助やパレット化による輸送効率の減少が発生した場合の運賃補填が必要ではないか。</p>	3	<p>本最終取りまとめでは、推進施策として標準仕様パレットの規格に合わせた設備導入・改修等の支援が盛り込まれており、標準仕様パレットの導入に係る設備導入等への支援を行っています。また、積載率減少を抑えるためには、外装サイズの見直し等が有効な場合があると認識しており、事例の周知等を行ってまいります。</p>
	<p>輸送する際、安価なパレット専用料金等の設定があればパレット導入の推進にもつながると思う。</p>	1	<p>本年3月に公示した新たな「標準的運賃」では、ドライバーや車両の省力化に資する個建運賃を設定したところ、この個建運賃の設定では、パレット建による運賃設定など、多様な運賃の設定を可能としています。</p>
	<p>荷主が最適化された規格でのパレットを既に導入・運用をしている場合、標準化による1100mm×1100mmへの規格とパレットレンタル運用の変更を行うことで、切り替えやランニングにかかる費用負担だけでなく、物流効率の悪化による費用負担も増加することが予想される。パレットの導入及び廃棄の支援だけでなく、荷主側での物流効率の維持に資する施策も必要なのではないかと考える。</p>	1	<p>いただいた御意見は、今後の参考といたします。</p>
	<p>契約の履行は肝要だが、必ず紛失・行方不明のパレットがでてしまう。1枚のパレットを探し出し返却するのは膨大な労力と時間及び費用がかかる。保険加入などでロス分を賄えるとスムーズだと考える。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、レンタルパレット事業者との契約において、レンタルパレットが紛失した場合の取扱いについても盛り込むことが考えられる旨をお示しており、保険加入の有無を含め、当事者間で協議されるべきものと考えています。</p>
	<p>推進施策に記載のある現有パレット処分費用についての支援について、是非検討願いたい。</p>	3	<p>「物流標準化促進事業」において、標準仕様パレットの導入に係る現有パレット廃棄費用について支援を行っているところです。</p>

	<p>標準仕様パレットの導入により、既存自社パレット(会社の資産)の処分や整理が必要になってくるケースが増えると思われるが、その際の廃棄費用支援ではなく、リサイクルなどを視野に見据えた買取りシステムのスキームを検討、構築して頂きたい。</p>	2	<p>パレットの買い取りはすでに一部の事業者で行われているものと認識しています。なお、すでに自社所有のパレットを活用している事業者が標準仕様パレットを導入する際、レンタルパレット事業者等による買い取りができない場合等があることから、現有パレットの廃棄費用を支援することとしています。</p>
	<p>契約料、レンタル料の負担増が相当見込まれる。その為、補助金等で負担軽減、パレット紛失時の補償を検討頂きたい。</p>	1	<p>「物流標準化促進事業」において標準仕様パレットの導入に係る設備導入等を支援しているところであり、引き続き、事業者の負担軽減に取り組んでまいります。</p>
	<p>レンタルパレットの使用を望まない着荷主も一定数残ると予想され、発荷主がレンタルパレットを利用された場合に、倉庫事業者は積替及びパレットの返却を行うことになる。倉庫業界も、運送業界同様に人手不足と高齢化の問題を抱えており、この点についてもご配慮頂くとともに、積替コストの荷主様への円滑な転嫁を後押しする施策をご検討ください。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、発荷主・着荷主に求める取組として「標準仕様パレットの活用推進」、「標準仕様パレットの活用の提案への真摯な協議応諾・積極的な活用の検討、自ら提案」が挙げられており、情報発信や理解促進に取り組んでまいります。</p>
	<p>循環型レンタルパレットの運用・普及については、資料に記載のとおりレンタルパレットの共同プラットフォームとデポの存在が非常に重要となる。また、レンタルパレット使用料金も重要な要素と考えている。これらの点を踏まえ、パレット製造業者及びレンタルパレット業者に対する補助金制度を導入し、共同プラットフォームやデポの設置・拡充とレンタル料金の値下げという形で、荷主や倉庫事業者の利用を促進する形が望ましい。また、パレットの紛失防止、トレース、在庫管理の効率化等にタグ・バーコードの装着は有効であり、こちらも補助金の対象事業とすることが望ましい。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、パレットの動態管理・個体管理に関する支援の必要性が指摘されているところ、レンタルパレット事業者に対して、パレットの共同管理・共同運用や、動態管理に係る取組に対して支援を行っているところです。いただいた御意見は、今後の参考といたします。</p>

	<p>発荷主・着荷主・倉庫事業者に求める取組として「フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人材の配置」とあるが、標準仕様のパレット導入に伴い、増設するフォークリフト、ハンドリフトや、人員の増員に対しては、補助金などである程度、倉庫側の負担を低減していただきたい。</p>	5	<p>「物流標準化促進事業」において、標準仕様パレット導入に係る設備投資を支援しているところです。さらに、「物流施設におけるDX推進実証事業費補助金」においても、無人フォークリフトや無人荷役機器等の導入に係る設備投資を支援しております。</p>
	<p>運送事業者・倉庫事業者に求める取組として「標準仕様パレット導入の推進、荷主への積極的な提案」とあるが、倉庫事業者が積極的に提案するメリットは。</p>	1	<p>本最終とりまとめⅡ.(2)に記載のとおり、「荷受け作業時間の短縮(事前出荷情報(ASN)の導入による検品レス等を含む)、物流施設のDX促進といった効果」があるものと認識しています。</p>
	<p>標準パレットの普及に伴い、出入庫業務の効率化のため荷役作業やパライズの自動化・機械化を検討するから、貨物と標準パレットと紐付けして、荷主(出荷主・受荷主)と物流会社(運送・倉庫)及びレンタルパレット会社が連携したシステム構築が望ましく、この費用について、推進施策を検討していただきたい。</p>	1	<p>本最終とりまとめでは、複数のレンタルパレット事業者の連携による「共同プラットフォーム」の設置を「②可能な限り推進していくべき内容」としており、「パレットの管理・受払を行うためのシステムにおいても、各社のサービス窓口を一本化する」ことも期待されるとしているところ、国土交通省としても、パレットと荷物の紐づけも見据えつつ、サービス窓口の一本化等の取組を支援してまいります。</p>
	<p>「レンタルパレット導入の際の費用分担に関して、新たな負担を求める事となる発着荷主・倉庫事業者等の理解の促進を図る施策が必要ではないか。」と明言している点は、非常に問題。倉庫会社が負担しなくてはならない理由は何なのか明らかにすべきである。負担ありきの表記であり、問題である。</p>	1	<p>パレット標準化の実現により、荷受け作業時間の短縮、物流施設のDX促進といった効果が考えられ、その効果は物流に関わる全ての関係者に還元されることとなると認識しています。この点を明確にするためⅣの2段落目において、パレット標準化によって生じる効果が関係者間で適切に分配されることを前提とする旨を追記し、また、御指摘の箇所について、「新たな負担を求めることとなる」の前に「物流効率化等の利益享受に伴い」と追記しました。</p> <p>また、本最終とりまとめでは、「契約に基づく費用負担」を「①必ず推進していくべき内容」としており、当事者間での協議や契約における費用負担の明記を促進するとともに、適切に価格転嫁される環境の整備に努めてまいります。</p>
	<p>V.(3)8について、汚れ、擦れ等によりバーコードが読めなくなるのではないか。</p>	1	<p>パレット運用の効率化に向けて、パレットの貸し出し元であるレンタルパレット事業者の社名、バーコード等の位置、パレットの色による区分を標準化する等、仕分けの負担軽減に向けた取組が必要とされており、バーコードを用いるかどうかを含めてレンタルパレット事業者において検討されるべきものと考えています。</p>
	<p>レンタルパレット導入にあたり発生する費用について、発着荷主や倉庫業者にその負担が求められるところ、それ以上のメリットがあることを説明し、理解を求めている。</p>	2	<p>本最終とりまとめでは、「パレット標準化実現に向けた推進施策」として標準仕様パレットの活用事例の積極的な発信やパレット活用等を通じた物流効率化の取組の意義の発信が挙げられているところであり、しっかりと取り組んでまいります。</p>
	<p>倉庫事業者が不当な負担を強いられることがないようにしていただきたい。</p>	3	<p>本最終とりまとめでは、「倉庫事業者が新たに負担する利用料については、適切に価格転嫁される環境を同時に整備することが不可欠」としており、適切に価格転嫁される環境の整備に向けては、関係省庁とも連携して対応してまいります。</p>

<p>VI. パレット標準化実現に向けたロードマップ及びKPI</p>	<p>「標準仕様パレットの導入が当分の間困難な場合」について「設備改修等のタイミングも勘案しつつ、将来的な標準仕様パレットの導入を期待」とされているが、期間が曖昧なため、ロードマップ上に明記すべきではないか。</p>	<p>1</p>	<p>設備改修等のタイミングは各事業者により異なることから、ロードマップ上に期間は明記していませんが、ご指摘を踏まえ、本文に「『標準仕様パレットの導入が当分の間困難な場合』を含め、」という文言を追記しました。</p>
	<p>KPI①～④の設定根拠が不明。根拠を示すべき。</p>	<p>1</p>	<p>KPIについては、日本パレット協会をはじめとした関係者からの意見や、パレット化の状況等を踏まえて設定しております。ご指摘を踏まえ、「データの入手可能性も考慮し、以下の通り設定することとした」としていた箇所について、KPI設定の目的を明らかにするため、「データの入手可能性も考慮し、パレット標準化の実現に向けて、以下の通り設定することとした」と修正しました。</p>
	<p>KPI⑤の設定根拠が不明。根拠を示すべき。</p>	<p>1</p>	<p>KPIについては、日本パレット協会をはじめとした関係者からの意見や、パレット化の状況等を踏まえて設定しております。ご指摘を踏まえ、「データの入手可能性も考慮し、以下の通り設定することとした」としていた箇所について、KPI設定の目的を明らかにするため、「データの入手可能性も考慮し、パレット標準化の実現に向けて、以下の通り設定することとした」と修正しました。</p>
	<p>図表11右上の「2030年以降も検討すべき事項」は本文の記載と合わせて「2030年度以降も検討すべき事項」とすべき。</p>	<p>1</p>	<p>御指摘の箇所を含め、図表11の「年」を「年度」としました。</p>
<p>その他</p>	<p>1. 対象パレット形態は、T11型Pオンリーです。他は対象としない。2. 対象とするユーザーは、T11型Pをレンタル利用する全登録企業を対象とする。3. 対象範囲は、日本全国を対象とする。P供給・回収拠点を運送会社と協業し創る。4. 管理運営方法は、新設IT企業1社が全て行う。T11型P貸出から回収まで全を行う。ユーザーが、利用し易い方法(これが一番重要) 1. 基本形＝ P供給地⇒運送⇒荷主⇒運送⇒荷主⇒運送⇒P回収地 2. 応用系＝ P供給地⇒運送⇒荷主⇒運送⇒荷主⇒運送⇒運送⇒荷主⇒運送⇒P回収 3. P供給地からP回収地までどの使用会社が使用しても良い。供給地・回収地も何処を使用しても良い。4. 使用料金は、使用した荷主・運送会社が、1パレット単位で、時間・日数に応じた料金を支払う。5. 料金は、1パレット単位で、時間と日数で規定レンタル料とする。6. 新設管理運営会社の費用も、全てレンタル料金に含むものとする。7. 修理・破損・洗浄料金は、レンタル料金に含む。紛失料金は紛失者が支払う。8. 供給・回収地の運営料金は、レンタル料金に含む。9. 運送・その他料金は、このシステムの料金とは、無関係で清算するものとする。新IT企業は、IT企業と3PL企業の協業が、一番良いでしょう。</p>	<p>1</p>	<p>本最終とりまとめでは、複数のレンタルパレット事業者の連携による「共同プラットフォーム」の設置を「②可能な限り推進していくべき内容」としており、「共同プラットフォーム」の運営主体はレンタルパレット事業者が想定されるものの、発着荷主等の関係者もパレットの効率的な活用に向けて協力していくことが重要としています。また、費用分担については、契約に基づく費用分担を「①必ず推進していくべき内容」としており、関係者間の契約締結等を促してまいります。</p>
	<p>「あたって」と「当たって」は、どちらかに字句を統一した方がよい。</p>	<p>1</p>	<p>「当たって」に統一いたします。</p>
	<p>「ごと」と「毎」の表記について、「毎」に統一した方がよい。</p>	<p>1</p>	<p>空パレットの共同回収・仕分けを行う実証実験の概要図については、公表資料の抜粋ですので、元案どおりいたします。</p>
	<p>「以下、本分科会と」と「が開催され」とは、それぞれ「以下「本分科会」と」と「を開催し」としたほうがよい。</p>	<p>1</p>	<p>御指摘を踏まえて修正しました。</p>
	<p>参考3の単位が不明。この数値をパレット枚数に換算し、KPIの設定に活かすことはできないのか。</p>	<p>1</p>	<p>参考3のタイトルに記載のとおり、単位は「輸送トン数」です。なお、当該調査は継続的な実施が予定されていないことから、KPIへの反映はしていないところ です。</p>

	【参考3】において、パレット輸送可能だが輸送していない[C]割合が高い青果業が「パレット標準化による一貫パレチゼーション実証実験」に含まれていないのはなぜか。	1	「パレット標準化による一貫パレチゼーション実証実験」は令和4年度に実施したものであり、参考3の調査結果を受けて実施したものではありません。
	【図表4】において、製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合として想定される業種分野に含まれている家電を「パレット標準化による一貫パレチゼーション実証実験」の実地計測に含めたのはどのような理由からなのか。	1	「パレット標準化による一貫パレチゼーション実証実験」は令和4年度に実施したものであり、参考3の調査結果を受けて実施したものではありません。